

# わたちの家 自立生活・就労・資格取得支援金制度 運用規程

## 第1条（目的）

この規則は、児童自立生活援助事業対象児童が自立した生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする就労援助や資格取得に関する支援制度の運用に関する内容を定めたものである。

## 第2条（対象資格）

本規程の対象となる資格は、以下の資格とする。

- ①自動車運転免許
- ②高等学校卒業程度認定試験
- ③大学等進学に必要と特に職員会議において認められたもの
- ④自立のために必要と特に職員会議において認められたもの

## 第3条（支援制度内容）

資格の取得に向けた支援制度は以下のとおりとする。

- ①自立生活に有用で、自立援助ホームにおける遊休動産の供与
- ②受験費用の補助
- ③合格祝金の支給

## 第4条（受験費用の補助）

第2条1項に定める資格を取得した際には、その受験費用の一部として、8万円を支給する。また、第2条2項に定める資格を取得した際には、その受験費用の一部として、3万円を支給する

## 第6条（合格祝金の支給）

第2条3項及び4項に定める資格等を取得した際には、別途協議のうえ合格祝金を支給する。ただし、10万円を上限とする。

## 附 則

この規程は、平成24年7月1日から実施する。

2019年2月13日一部変更。